



グリーンピースへのオープンレター

平成 17 年 12 月 27 日

グリーンピース・ジャパン
キャンペーン部長 佐藤潤一 様

拝復、

海洋環境の保護のために海洋環境破壊の現状を世界に訴えるという貴団体の取り組みにつきましては、その趣旨に多大なる敬意を表します。しかしながら、貴団体の取り組みの中に多分に独善的なものが見受けられる点が、誠に残念に思われます。

現在、南極海において鯨類捕獲調査を実施している調査船団に対し、貴団体は、自らが主張する「平和的な抗議」とは反対に、国際海洋法の定めを無視しながら、「違法で危険な調査妨害活動」を繰り返し、調査船団を今も追跡しておりますが、これらの行為を直ちに中止するよう要請します。

今月 21 日以降、調査船団乗組員のたび重なる退去警告にも関わらず、貴団体活動家が日新丸及びその他の調査船につきまとい、捕獲調査を妨害すべく危険な行為を繰り返しています。調査船団は乗組員の安全を最優先させるポリシーを持っております。しかしながら、貴団体は、船舶の異常接近、鯨に命中した銆鋼を掴み、調査船へ乗り込もうとする行為など海賊行為ともいうべき行為を繰り返しており、貴団体活動家のみならず調査船乗組員の身をも危険にさらしています。

特に、貴団体のゾディアックボートによる追尾妨害を受けた目視採集船については、捕獲時には細心の注意を払ってはいるものの、爆発銆やライフル銃を使用することに加え、サンプル確保の際にはロープ類が交錯する等、銆命中後であっても船舶の周囲は大変危険であり、貴団体の不用意な妨害行為が重大な事故を引き起こす危険性がありますので、重ねて、これらの行為を直ちに中止するよう要請します。

実際、目視採集船から母船への渡鯨作業時に、警告を無視して船舶に接近し、渡鯨ワイヤーに自ら引っかけた貴団体のゾディアックボートが転覆するなどの事故が既に発生しております。調査船団からは、貴団体所属船舶による妨害活動により、調査船団側の用心にも拘わらず、いつ死傷者がでてもおかしくない状況になっているとの報告を受けておりますが、万一事故が起こっても原因は違法な妨害活動を展開し、危険な状況を引き起こしている貴団体側にあり、事故が発生した場合には、貴団体に全面的に責任が帰することになることをあらかじめお伝えしておきます。

日新丸調査船団の船長は、船籍国である我が国の法に従って調査船の安全を確保する義務を有しており、日本国船籍船への侵入等がおこれば、船長は我が国の法令に則して対処することとしております。調査活動を妨害したボートに乗船していた日本人活動家につきましては、顔写真を当局に提出し、現在、刑事告発等につき検討を行っております。なお、貴団体のこのような暴力的行動のエスカレーションは国連海洋法条約 101 条が定義する海賊行為に該当するものと考えております。

なお、残念なことに、24 日から貴団体がシーシェパードと緊密な協力を保ちながら妨害活動を行っていることが貴団体及びシーシェパードのホームページから明らかになっております。シーシェパード所属船のファーリー・モワットは悪天候の中、調査船に対して無謀な接近を試みた上、調査船のプロペラに絡ませる目的で調査船の前方からワイヤーを流すという大変危険な行動に出ています。周知の通り、シーシェパードはこれまでもノルウェー等で捕鯨船に放火・沈没させるなど違法な暴力活動を行っており、エコ・テロリストともいうべき団体であります。今回、そのような団体と共謀し組織的に連携したことで、貴団体が自ら自分たちががシーシェパードと同類の暴力的組織であると国際社会に向け宣言したものと受けとらざるを得ません。

なお、この書簡は貴殿に送付した後、マスコミに公表することとしております。

敬具

(財)日本鯨類研究所
理事長 畑中 寛